

レンタル取引申込書

取引申込日： 年 月 日

私（甲）は、下記レンタル基本約款の条項を承認の上、西尾レントオール株式会社（乙）にレンタル取引を申し込みます。

フリガナ	フリガナ	
会社名 （屋号） ＊正式名称	(甲) 印 登記上の 代表者名 生年月日 年 月 日生	
登記上の 本店所在地	〒 一 建物・マンション名があれば必ず記載ください。 TEL FAX	
主要取引銀行	主要取引銀行	
主要仕入先	主要販売先	
設立年月	年 月 日 業 種	土木・建築・その他()
資本金	円 従業員数	名
前期売上高	円(年度) 前期売上高	円(年度)
前期純利益	円(年度) 前期純利益	円(年度)
■ 本申込を行う場合、審査に必要な本人確認書類（運転免許証、住民票、健康保険証等）を提示すること、ならびに、乙がそれらをコピーすることについて、同意があったものとみなします。		
■ 信用取引を希望する場合、商業登記簿謄本（写しでも可）を提出してください。		
■ 本申込による信用調査の結果、下記支払条件についてご希望に添えない場合もございます。		
支 払	請求書締日 日 請求書必着日 日 支払日 日（同月・翌月・ ）	
	支払方法 振込・集金（現金小切手・手形） 支払条件 振込 % 手形 %	
	手形サイト 日（ 万円以上） 指定請求書 有・無	
	請求書送付先 上記本店所在地 ・ それ以外の場合は、下記所在地欄へ記入してください。	
フリガナ	フリガナ	
事業所名	所長名	
所在地	〒 一 建物・マンション名があれば必ず記載ください。 TEL FAX	
フリガナ	フリガナ	
担当者	所 属	
連絡先	() 携帯電話	

建設機械等レンタル基本約款

第1条（総則）

1. 建設機械等レンタル基本約款（以下「本約款」という。）は、借貸人を甲、貸貸人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。

2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第2条（個別契約）

1. 物件毎のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。

2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承認することによって個別契約は成立する。

3. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。

4. 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえ決定する。

第3条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、搬入日（レンタル開始日）から搬出日（レンタル終了日）までとする。

2. 個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条（レンタル料）

1. レンタル料とは、基本的に物件の「貨貸借料」をいう。また、甲は別途、物件に対する「基本管理料」「補償料」及びその他甲乙間に合意された付帯料を乙に支払わなければならない。

2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があつたとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。

3. 第1項のレンタル料は、物件の1日8時間以内の稼働を原則とする。この時間を超えて使用される場合は別途レンタル料が生じる。但し、その詳細は、甲乙間個別契約において定める。

第5条（基本管理料）

甲は、物件の品質管理、環境対策等に対応すべく、乙が行う点検及びそれに関連する費用として、別途定めた基本管理料を乙に支払う。

第6条（補償料）

1. 甲は、レンタル期間満了後の物件の返還にあたって、レンタル開始時の現状

＊必ず記入してください。

物件の修理又は代替の物件を引渡す。

第10条（契約不適合責任）

1. 乙は甲に対して、物件の引渡し時において、物件の契約適合性についてのみ責任を負うものとし、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、甲が乙に対し第9条2項の通知をしなかった場合には、甲の検収時に契約不適合の発見が不可能又は著しく困難なものであった場合を除き、物件は契約適合性をもって引き渡されたものとする。

2. 物件のシルバーリンク、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。

3. 乙の責による高い物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(工事の遅延、手待ち、逸失利益、減失利益、機会損失等)については、乙はその責を負わない。

第11条（物件の保守・管理、月次点検）

1. 甲は、物件の引渡し後即ち完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。

2. 甲は、物件の使用前には、必ず乙から交付された注意すべき事項（使用燃料、調整方法等）が記載された書面、及び取扱説明書を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備と実施しなければならない。

3. 物件の保管、維持及び点検に関する費用は、全て甲の負担とする。

4. 月次点検及び自己点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲に支払う。

5. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。

第12条（物件の検査）

乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

第13条（禁止事項）

1. 甲は、物件を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。

2. 甲は、物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。

3. 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

(1) 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと

(2) 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること

(3) 物件を、個別契約に定められた用法・用途及び本来の用法・用途以外に使用すること

(4) 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること

(5) 個別契約に基づく賃借権を乙に譲渡し、又は物件を第三者に転貸すこと

(6) 物件について、質権・抵押権・譲渡担保権、その他一切の権利を設定すること

(7) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと

(8) 物件を乙から交付された注意すべき事項が記載された書面、及び取扱説明書

でメーカーが定める能力範囲、使用環境、使用時間、注意事項等を守らずに使用すること

第14条（環境汚染物質等での使用禁止）

1. 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の環境下で物件を使用しない。ただし、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ、合意した場合は、この限りでない。

2. 物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。

3. 汚染された物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第15条（通知義務）

1. 甲及び乙は、次々各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。

(1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失或いは毀損が生じたとき

(2) 住所を移転したとき

(3) 代表者を変更したとき

(4) 事業内容に重要な変更があったとき

(5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

2. 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

3. 第1項但書の規定により物件が返還された場合、甲は乙に対し、個別契約において決済したレンタル期間満了日までのレンタル料総額と既払額との差額（未清資金）を支払う。

第16条（個別契約満了時の措置と物件の返還）

1. 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所にて返還する。乙は、物件の返還を受けるときに甲に領収書を交付する。

2. 返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。

3. 物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。

4. 物件の返還は貸出し時の状態での返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において現状に復するか、または甲はその費用（修繕費、清掃費等）を乙に支払う。

第17条（損害賠償）

1. 甲は、乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書を交付し、甲は受けた物件について受領書を乙に交付する。

2. 乙は、レンタル期間の開始日に甲に物件を引き渡さなければならない。

3. 物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。

4. 前項以外の場所にて物件の引渡しを行ふ場合は、それに要する一切の費用は甲の負担とする。

5. 乙は、物件の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。

6. 物件の搬出入、運送、積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。尚、本項の条件は第1条6項の返還の際も同様とする。

7. 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通管制、甲の従業員ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅延、あるいは引渡しが不能となつた場合、その責を負わない。

第9条（物件の受領）

1. 甲は、物件の品質管理、環境対策等に対応すべく、乙が行う点検及びそれに関連する費用として、別途定めた基本管理料を乙に支払う。

2. 甲は、前項の検収において契約不適合を発見した場合、直ちに乙に対し書面で通知しなければならない。甲の通知を乙が受けた場合、乙は乙の責任において

(裏面に続く)

2. 乙は、個別契約満了又は第2条に基づく契約解除にもかかわらず甲が物を返還しない場合、甲に対して必要な法的措置をとる。

第20条（個人情報の利用目的）

1. 乙が甲又は甲の指定する者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

(1) 第2条の個別契約に際し、甲に関する本人確認及び審査を行うため

(2) 物件が不適還付した場合に、前条第2項の措置を行つたため

(3) その他、乙が定める「個人情報の取扱いについて」第2条に規定する目的たる

2. 前各号に定める目的以外に甲又は甲の指定する者の個人情報を取得する場合、乙は、あらかじめその利用目的を明示する。

第21条（保険）

1. 乙は自動車登録番号標付き車両については、自賠責保険及び自動車保険（対人・対物・搭乗者）による。その他の物件に関しては賠償責任保険に加入する。

2. 前項の保険においては、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、甲の故意又は大過なく過失その他の保険契約に関する保険料の免責事項に定める事由に起因する損害は填補されない。

3. 甲は、交通事故が発生したときは、事故の大小に関わらず、法令上の処置をともに直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従つて必要な一切の書類を速やかに乙に提出する。

第22条（契約の解除）

1. 乙は、甲が各号の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除する事ができる。

(1) 本約款又は個別契約の各項のいずれかに違反したとき

(2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅延したとき

(3) 自ら振出又は受け取った手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い猶豫若しくは支払停止状態に至ったとき

(4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権的の処分を受けたとき、若しくは被破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があつたとき、又は清算に入るべきであるとしたとき

(5) 物件について必要とされる修理を行つた場合に修理費を負担する行為等がなされたとき

(6) 解散、解散若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき

(7) 信用評議が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき

(8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為又は公序良俗に違反する行為等）がなされたとき

(9) 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、個別契約において取り決めたレンタル期間満了時までのレンタル料を、たゞに現金で乙に支払う。

3. 甲は、第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第23条（契約の解除）

1. 甲は、前条により乙から物件の返還請求があった場合、直ちに個別契約を定める期間内に返還する。

2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害を受けた場合は甲はその損害を負担する。

3. 戻返、返還に伴う輸送費その他の費用は、甲の負担とする。

4. 甲は、返還の際、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検査結果に異議を呈する。

5. 物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、乙がこれに立会わない場合、乙の検査結果に異議を呈する。

6. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。

7. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

第24条（契約変更）

1. 乙は、個別契約期間中ににおける中途解約等の契約内容の変更は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙が相当と認めた場合はこの限りではない。

2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第16条の規定に基づく手続を履行する。

3. 第1項但書の規定により物件が返還された場合、甲は乙に対し、個別契約において取り決めたレンタル期間満了日までのレンタル料総額と既払額との差額（未清資金）を支払う。

第25条（連帯保証金）

1. 甲は、乙が要求する場合には、連帯保証人は保證額を限度として甲と連帯して契約上の義務を負う。ただし、連帯保証人が法人の場合、種度額の適用はおこなわない。

2. 甲は、連帯保証の委託に先立ち、連帯保証人に對して、次の項目について正確な情報を提供する。連帯保証人は、本情報の提供を受けたことを確認する。ただし、連帯保証人が法人の場合には、この限りではない。

第27条（連帯保証人）

1. 甲は、乙が要求する場合には、連帯保証人は付けなければならない。連帯保証人は種度額を限度として甲と連帯して契約上の義務を負う。ただし、連帯保証人が法人の場合、種度額の適用はおこなわない。

2. 甲は、連帯保証の委託に先立ち、連帯保証人に對して、次の項目について正確な情報を提供する。連帯保証人は、本情報の提供を受けたことを確認する。ただし、連帯保証人が法人の場合には、この限りではない。

第28条（公正正規）

甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾各項を付した公正正規書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第29条（専属的合意管轄地）

本約款及び本約款に基づく個別契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第30条（補則）

本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

附 則

本約款は、2012年8月1日から施行する。

本約款（一部改定）は、2014年8月1日から施行する。

本約款（一部改定）は、2020年10月1日から施行する。

（以下余白）